

2021年1月25日

評議員各位

一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会  
選挙管理委員会 委員長 明神哲也

## 2021年度 役員（理事・監事）選挙の公示

謹啓、評議員の皆様におきましては、日頃より一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会にお力添えをくださり、心より御礼申し上げます。

この度、一般社団法人 日本クリティカルケア看護学会定款および定款施行細則(学会ホームページ参照)に基づき役員(理事・監事)候補者選出の選挙を以下の日程と要領に沿って実施させて頂くことになりましたので、ご理解とご協力をお願い致します。

### 記

#### 1. 日程概要

理事・監事候補者の選挙 : 2021年1月28日(木)より2月10日(水)当日消印有効  
理事・監事候補者の決定 : 2021年2月

#### 2. 役員を選出方法

- 1) 役員候補者の選出は、次期評議員による選挙とする(定款施行細則 12 条)。  
評議員とは、2021 年度 評議員選挙において選出された評議員と、2021 年度に再任予定の評議員の全てをさします。
- 2) 役員候補者の選出は、前任者の任期満了に伴い半数を 2 年毎に選挙するものとし、選挙によって選出する役員候補者の人数は 7 名とする(定款施行細則 12 条)。
- 3) 役員候補者は、選出又は指名直後の定時社員総会で理事として選任された後、2 期 4 年間理事を務めることとし、1 期目が終了するときに開催される定時社員総会で信任決議を行い、これを法律上の選任決議とする(定款施行細則 12 条)。
- 4) 監事候補者は、前任者の任期満了に伴い半数を 2 年毎に選挙するものとし、選挙によって選出する監事的人数は 1 名とする(定款施行細則 12 条)。
- 5) 役員選挙の投票 投票は無記名投票により行う(定款施行細則 14 条)。

以上